

2013年1月6日に日本植物生理学会は任意団体から法人格を備えた一般社団法人（非営利型）へと移行しました。今回の学会通信では、法人化による組織運営の変更を中心に解説し、法人化の報告とさせていただきます。尚、法人化の背景については、「日本植物生理学会の法人化に向けて」（学会通信 118 号 3-4 ページ）もご参照ください。

法人化の経緯

- 2006年9月 法人化検討を開始（西村幹夫会長）
- 2007年3月 評議員会（松山）において法人化の方針を決議
- 2007-2009年 学会法人化状況の調査活動を実施（西村幹夫会長、中村研三会長）
- 2009年10月 常任評議員会において法人化準備の一時中断を決定
- 2012年5月 科学研究費研究成果公開促進費の改革が公表される
- 2012年9月 運営委員会において法人化検討を再開（町田泰則会長）
- 2012年10月 常任評議員会において法人化準備活動開始を決議
法人化準備ワーキンググループ活動を開始
- 2013年3月 評議員会（岡山）において、2014年1月の一般社団法人への移行を決議
- （決議のポイント）
- ・公益法人への移行を視野に一般社団法人（非営利型）日本植物生理学会の設立を目指す。
 - ・植物生理学会の組織と会則を法人法の範囲内で可能な限り維持する。
 - ・平成26年1月以降、速やかな新法人の登記申請を目指す。
 - ・日本植物生理学会の基本的な組織と有形・無形の財産を新法人に引き継ぐ。
- 2013年4-7月 法人化準備ワーキンググループにより定款原案を検討
司法書士による定款指導
- 2013年8月 拡大運営委員会・常任評議員会（臨時）において定款原案を策定
- 2013年8月 評議員を対象に定款案への意見を募集
- 2013年9月 評議員の意見をもとに運営委員会において再度検討
- 2013年9月 司法書士による最終点検
- 2013年10月 常任評議員会において学会としての最終案を策定
- 2013年10月 評議員会において学会としての最終案を承認
- 2013年11月 公証人による定款の点検および指導
- 2013年11月 公証人指導による修正案の常任評議員会承認
- 2013年12月 公証役場における認証
- 2013年12月 認証された定款を評議員会に報告
- 2014年1月 一般社団法人として登記（西村いくこ会長）

定款および法人組織の解説

従来の学会の会則に該当するものは法人組織では定款と呼ばれ、組織の根幹をなす規則とされます。認証された定款に添って、法人化による組織としての変更のポイントを解説します。

第1条（名称）

日本植物生理学会の正式な名称が一般社団法人日本植物生理学会へと変更されました。会長を責任者とする任意団体ではなく、理事会が責任をもつ法人格を取得しました。

第6条（代議員制の採用）

国内個人会員による代議員選挙により選出された代議員を法人法上の社員とします。一般社団法人では名称として「評議員」の使用が認められていないため、従来の評議員は代議員という名称になります。会員を代表する点では基本的な変更はありません。

第13条（代議員会の構成）

代議員会は国内個人会員の選挙によって選出された代議員をもって構成され、一般社団法人法上の社員総会と位置づけられます。代議員選挙に関してはすべての国内個人会員に同等の権利があります（選挙権、被選挙権とも）。

第14条（代議員の権限）

代議員会の権限は、会員の除名、理事及び監事の選任または解任、決算の承認、定款および細則の変更といったことになります。理事および監事の人事権は代議員会にあります。

代議員が選んだ役員は、通常学会運営を遂行する責任があります。予算作成や学会の企画の承認は理事会の取り扱いになります。ただし、これらの事項も代議員会で報告することが必要とされています。理事会を重視することで責任と役割の分担を明確にする一方で、法人における合議制を担保するものと言えます。

第23条（役員の設置）

役員として理事と監事がおかれます。理事は、会長、常任理事、会長代理、幹事長、編集長、広報委員長から構成されます。常任理事は代議員である必要があり、従来の常任評議員にあたります。監事は従来の会計監査の機能に加えて、理事会を監視する責任があります。役員は監督官庁である地方自治体（京都府）に届け出をして、組織としての責任をもつことになります。

第24条（役員の選任）

役員は代議員会で選任される必要があります。会長の選任に関

して、個人会員の意見を参考にすると明記しました。つまり従来の会長選挙は会長候補者選挙として実施されます。会長は法律上の理事会を代表する役職となりますので理事会が決議しますが、会長候補者選挙の結果を参考にするとされていますので個人会員の意見を反映したものとなります。つまり、会長の選出には実質的な変更はありません。常任理事の選出は、代議員会の意見を参考にすると明記しました。従来の常任評議員と同様に代議員相互の選挙が実施されて、選出されることとなります。その他の理事である幹事長、編集長、広報委員長については会長の意見を参考にすることとしました。

第27条（役員の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとされています。つまり、任期は従来の1-12月といった事業年度と一致するものではなく、代議員会の終了後に就任し2年後の代議員会までを担当することとなります。ただし、発足時理事に関しては初回の代議員会を含めて約2年3ヶ月の任期となります。

第30条（理事会の構成）

理事会は理事をもって構成されます。各委員会は理事会のもとにおかれ、理事の指示に従って業務を行うこととなります。従来は、運営委員会、編集委員会、広報委員会、国際委員会といった日常業務をもつ委員会が会長のもとに置かれ、男女共同参画委員会や学会賞選考委員会などの答申や選考を進める委員会は評議員会のもとにおかれていました。法人化後はすべての委員会が理事会のもとに設置されることとなります。学会の通常業務を担当する運営委員会の代表である幹事長、学会活動の根幹をなすPCPの編集委員会の代表である編集長、社会への広報活動の中心となる広報委員会の委員長が理事に加わることで、理事会として日常業務に対応する体制を確保しました。

第36条（事業計画および収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならないとされています。また、理事会の承認を得たものは代議員会で報告することが義務付けられています。

つまり、旧組織では評議員会の審議事項であった事業計画は理事会が策定し、代議員会へ報告することとなります。従来は、既に2ヶ月あまり進んでいた事業を評議員会で審議するという時期的な矛盾と約100名による実質的な審議は困難という問題を抱えていました。法人組織では事業年度が始まる前に事業計画を会長が作成し理事会が承認することで遅滞無く機動力をもって事業を実施できることとなります。

前年度の事業報告も理事会の承認事項となり、代議員会では報告事項となります。ただし、前年度決算については従来の評議員会での扱い同様に代議員会の承認事項となります。会計形式につ

いては、従来から法人会計に準じて行ってきましたので、基本的な変更はありません。ただし、これまでは法人会計に従うことは努力目標であり義務ではありませんでしたが、今後は厳密な運用が求められます。税制の問題はこれまでもみなし法人として納税義務を果たしてきましたので変更はありません。

最後に

今回の学会法人化は、54年の歴史をもつ日本植物生理学会にとってひとつのマイルストーンとなります。ただし、これも学会組織としての一通過点に過ぎません。法人化後もよい点は踏襲することと新たなチャレンジを続けることのバランスを確保することが、今後の学会の発展にとって重要であると考えます。

従来の学会組織体制や会則は、会員のための学会を真剣に議論して準備された優れたものでした。法人化においては、基本的に学会の基本体制の維持と踏襲を目指しました。しかしながら、最終的に施行された定款ではワーキンググループとして残念な点が何点かあります。公証人の指導により学会最終定款案にあった項目の削除を余儀なくされました。具体的には、代議員の選出に関して（第13条）、2期連続代議員を務めた直後は代議員にならないといった制限と会長指名による代議員枠（総数の10%以下）を定款に盛り込むことができませんでした。このような権利の制限や特別枠を定款で設定することは、学会員の均等な権利の確保の見地に基づいて望ましくないと判断されました。公証人による定款認証は法人発足には必須ですので、受け入れざるをえませんでした。しかしながら、従来のルールは会員の権利を制限する意図ではなく、評議員会メンバーを固定しないため、あるいは、評議員の男女比や地区における機関や分野バランスの均衡を保つために利用されてきました。会員個人の権利を均等に保つことや会長による恣意的な組織運営を禁止することは当然のことであり、むしろ従来のルールもこの精神に基づくものでした。今後、代議員期間の長期化による学会の硬直化を防ぐことや男女共同参画の推進や研究分野バランスを保つことを可能にする工夫が必要かもしれません。今後は定款の下での学会運営に適した規程の整備を進めていくことになります。

今回のタイミングによる法人化移行は、直接的要因としては学会法人化の法整備が進んだこと、間接的な要因としては日本学術振興会科学研究費研究成果公開促進費の改革が背景にあります。後者を補足すると、学会の事業の柱である Plant and Cell Physiology 誌（PCP）について、長年にわたり学会が印刷体に対して助成を受けてきた学術定期刊行物という種目が廃止され、国際情報発信強化という種目となりました。このため、PCP改革が必要となり、印刷体PCPの会員受け取りも選択制となりました（詳細は学会通信117号7ページ参照）。これまでは利益を出さないことを要件として出版に対する助成を受けてきたのに対して、今後は基本的には一定の利益を確保しながらPCPの出版を事業の柱として継続的に自立する必要が生じました。事業による利益や負債は会長個人ではなく組織として扱うことが重要となりま

す。PCPの出版形態の改革は今回の法人化を後押ししたひとつの理由ですが、法人化移行を好機として新たな取組みを立ち上げることも重要と考えます。今後は社会的な責任をもってさまざまな事業展開が可能となる予定です。日本植物生理学会が植物科学の学術活動の拠点組織として一層飛躍することが期待されます。

今回のワーキンググループの活動では反省点もあります。対応が初めて経験することばかりで、法人化移行後の体制すべてを完璧には準備することができませんでした。法人組織はよちよち歩きもままならない新生児として誕生したばかりです。今期の理事会および運営委員会を中心に、法人化組織の運営をお願いすることとなります。西村いくこ会長、坂本亘幹事長をはじめ法人化後の舵取りを担当される運営委員会や事務局には多大なご尽力をいただくこととなりますが、法人化を機に更に植物科学の発展につながる学会運営を期待いたします。最後に、法人化ワーキンググループの活動では、青山卓史氏（元幹事長、京都大学）、三村徹郎氏（元幹事長、神戸大学）、中島敬二氏（元会計幹事、奈良先端大）、山崎真巳氏（前会計幹事、千葉大学）、深城英弘氏（会計幹事、神戸大学）、森川佳奈氏（事務局）をはじめとする2012-2013年度常任評議員、運営委員、および事務局の方々にご尽力頂きました。記して感謝いたします。

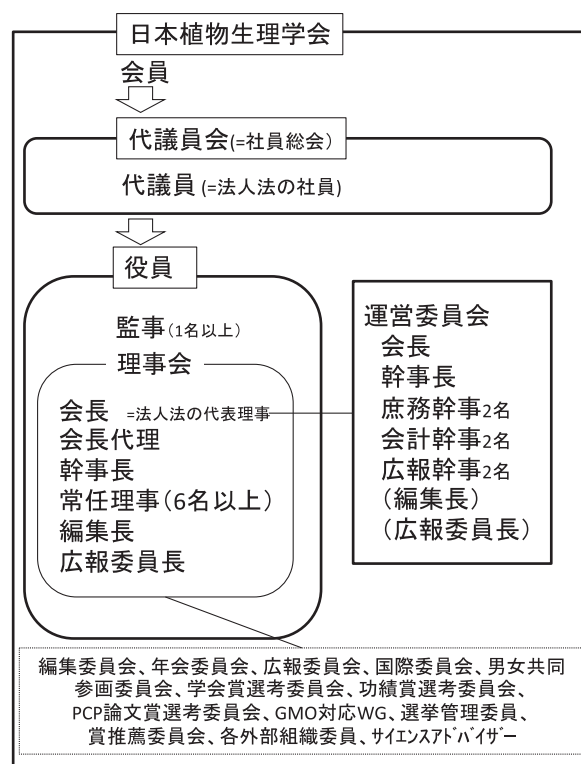


図 一般社団法人 日本植物生理学会組織図

一般社団法人 日本植物生理学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本植物生理学会と称し、英文では、The Japanese Society of Plant Physiologists と表示する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市上京区下立売通小川東入西大路町146番地に置く。

2 この法人は、理事会の承認を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、植物生理学の基礎及び応用の両面における研究の進展を図り、これに関連する知識の普及に努め、もって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学術誌 Plant and Cell Physiology の刊行
- (2) 年会の開催
- (3) 講演会、シンポジウム、国際会議の開催
- (4) 学会通信の発行
- (5) 研究業績の表彰などによる研究の奨励
- (6) 広報及び普及活動
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第3章 会員及び代議員

(代議員制の採用)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 通常会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動を後援する団体
- (3) 名誉会員 本会の発展又は植物生理学の進歩に著しく貢献した個人
- (4) 永年会員 70歳以上でかつ規程で定める条件を満たす個人